

消費者トラブル注意報

Vol.15



「メールの交換でお金がもらえる?」 不審なサイトに注意を

「相談にのってくれたら報酬を払う」などと言ってメールのやりとりを勧め、さまざまな名目でお金を支払わせる詐欺サイトにに関するトラブルが寄せられています。

《事例》

○「高収入の人と連絡先を交換できる」という主旨のメールが届き、サイトに登録すると「800万円を援助する」というメールが届いた。援助を受けるための手続きとして数千円を振り込んだが、その後、数十万円の請求をされるようになった。結局、3日間で約180万円を振り込んでしまった。

○携帯電話から「在宅ワーク」と検索したところ、「男性からの悩みを聞けば収入を得られる」という広告を見つけ、誘導されたサイトに登録した。メール送受信は無料とあったが、お金を受け取るにはポイントの購入が必要と言われた。結局、さまざまな名目でポイントを購入し続け、1週間で180万円も支払ってしまった。

《アドバイス》

○お金をもらえるはずが、逆に何かと理由を付けてお金を請求される例があります。後でだまされたと分かってもお金は戻ってきません。

○知らない人から簡単な条件で大金がもらえるとということはありません。「お金を譲る」「話を聞いただけでお金をあげる」といった相手とは絶対にメールのやりとりをしてはいけません。

◆相談・問い合わせ先

匠瑛市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時: 原則月・火・木・金曜日

9時～12時、13時～16時

場所: 市役所3階産業振興課